

第34回 地方分権改革有識者会議  
第79回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：平成30年9月5日（水）16：00～18：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、後藤春彦議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、勢一智子構成員（勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕河内隆内閣府事務次官、中村昭裕内閣府審議官、山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長

議題：平成30年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

---

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから「第34回地方分権改革有識者会議・第79回提案募集検討専門部会 合同会議」を開催したいと存じます。

委員の皆様方には、昨日、「二百十日」の「野分」というのでしょうか、荒れ狂った後、何かとお忙しい状況ではなかったのかと思いますが、万障を繰り合わせてこうして御出席いただきましたことに、深く感謝を申し上げます次第でございます。

その影響もございまして、本日、政務におかれましては、公務等の御都合によりまして御欠席となっております。さらに出席状況にもいろいろ影響を及ぼしておりまして、有識者会議の石橋議員、市川議員、太田議員、小早川議員、提案募集検討専門部会の磯部構成員、大橋構成員、野村構成員、山本構成員は、所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

それでは、開会に先立ちまして、お忙しい中、河内内閣府事務次官に御出席いただいておりますので、御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

（河内内閣府事務次官） 内閣府の河内でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

常日頃より地方分権推進に各段の御尽力をいただいていることにお礼を申し上げたいと思います。とりわけ、提案募集検討専門部会の先生方におかれましては、関係府省や地方三団体からのヒアリングを行い、精力的な御議論をいただいていることに、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は7月末に公表いたしました関係府省からの第1次回答の状況を踏まえまして、今後の進め方等につきまして御審議をいただきたいと考えております。これまでのところ、各府省との間で検討の方向性が合致している事項もございしますが、そこまでには至っていない事項もございしますので、調整を何よりも加速させる必要がございます。

地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の先生方におかれましては、なお一層の御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日も活発な御議論をお願いし、甚だ雑駁ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

初めに、議事に先立ちまして、配付資料を確認させていただきたいと思います。お手元を御確認いただければと思いますが、まず、議事次第がございまして、その後に配付資料の一覧がございます。次に、座席図、地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会の議員・構成員の方々の名簿がそれぞれございます。

本体の資料でございます。

資料1「平成30年地方分権改革に関する提案募集重点事項」。

資料2「重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点」。

資料3が、地方三団体からの資料でございます。

資料3-1「全国知事会資料」。

資料3-2「全国市長会資料」。

資料3-3「全国町村会資料」。

資料4「平成26～29年対応方針のフォローアップの状況」。

資料5「平井議員提出資料」。

その他、参考資料が一部ございます。御確認いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、ただいまの河内事務次官から御説明がありましたように、議事次第を見ていただければ議題は1つでございまして、既に第1次回答及び専門部会からのヒアリングが行われておりますので、その状況等々について共通認識と御議論を頂戴できればと思っております。

それでは、平成30年の提案募集方式等について審議をさせていただきたいと思っておりますが、まずは、高橋部会長から、提案募集検討専門部会における検討状況等について御説明を頂戴いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(高橋専門部会長) それでは、御指名でございますので、提案募集検討専門部会における検討状況について御報告を申し上げたいと思っております。

まず、部会では、御紹介がございましたように、関係府省からのヒアリング、8月1日～3・6・7日、及び地方三団体からのヒアリング、8月30日を実施いたしました。

以下、これらのヒアリングの概要を御説明、御報告しました上で、今後の検討の方針と進め方について御説明申し上げたいと思っております。

まず、関係府省との議論の状況につきましては、一定の議論の進展はございましたものの、現段階におきましては対応が困難であるとか今後検討といった回答も見られると

ころでございます。10月上旬からの第2次ヒアリングも含めまして、議論を加速していきたいと考えています。

少し詳しく申し上げますと、これは例年どおりでございますが、関係府省との議論の状況につきましては、大きく4つに分類できると考えています。すなわち、まず、検討の方向性が合致している事項、そして、検討の方向性が一部合致している事項でございます。さらに、検討の方向性は合致していないが論点の共通認識は得た事項、加えまして、検討の方向性の合致・論点の共通認識も得られていないような事項、このように4つに分けられると思います。

それぞれ代表的な事項を申し上げたいと思います。後ほど事務局から詳しく御説明があると思いますが、資料1を御覧いただきたいと思います。

項目別の表が並んでおりますが、検討の方向性が合致している事項の例といたしましては、重点番号25番、1ページの下の方にございます。「へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し」、そして、次のページにまいります。36番、真ん中ら辺にございますが、「電子マネーを利用した公金の収納を可能とする見直し」、そのすぐ下でございます。重点番号の37番、「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る運転免許要件の明確化」をあげることができます。

検討の方向性が一部合致している事項の例といたしましては、前のページに戻りますが、重点番号12でございます。真ん中ら辺でございますが、「育児休業等の期間延長に係る手続の見直し」、その下の13番、「農地中間管理事業に係る制度の見直し」、2ページ目でございます。重点番号31。上のほうにございますが、「地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し」でございます。

3番目の検討の方向性は合致していないが論点の共通認識は得られた事項の例といたしましては、1ページ目、3番、上のほうにございます。そして、「児童養護施設に配置すべき職員の数に幼稚園教諭を含めることができるよう見直し」、飛びますが、2ページ目の下の方にございます。重点番号47、「旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金を私人へ委託可能とする見直し」がでございます。

検討の方向性の合致・論点の共通認識も得られていない事項の例といたしましては、重点番号19、1ページ目の下の方にございます。「火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携のための見直し」。そして、重点番号24、下のほうにございますが、「介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸付の対象施設の見直し」を挙げることもできると思います。

なお、関係府省のヒアリングに際しましては、部会としての考え方を提示いたしまして、関係府省に対しましては、今後、引き続きの検討をお願いしているという状況でございます。

次に、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングにつきましては、資料3を御覧いただきたいと思います。資料3-1、3-2、3-3でございますが、多

少分厚くなっておりますものの、御覧いただければと思います。

地方三団体からは、提案募集方式による取組に対する評価と期待が表明されました。その上で、今回の提案全般に関しまして、提案団体の趣旨を踏まえた積極的な検討を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点についての御指摘がございました。それぞれについてそのような資料に基づいて御指摘いただいたということでございます。そこで、これらの御指摘を踏まえながら今後の検討を進めていきたいと考えています。分厚いので、ざっと見ていただければと思います。

今後の部会における検討方針でございます。まず、検討の方向性が合致している事項や検討の方向性が一部合致している事項につきましては、関係府省に制度改革等に向けた検討をお願いするとしたいと思っております。それと同時に、内閣府及び関係府省において、関係地方公共団体に意向確認を行うなど、具体化に向けた詰め作業を行っていきたくて考えております。検討の方向性は合致していないが論点の共通認識を得た事項につきましては、関係府省からの更なる検討の結果について御報告いただけるものと思っております。その状況もお聞きしながら、専門部会としても対応方針について検討してまいりたいと思っております。最後に、検討の方向性の合致・論点の共通認識も得られていない事項につきましては、再度関係府省に対して専門部会としての考え方や論点を明確にお示しし、さらなる検討をお願いした上で議論を深めていきたいと考えています。

以上の方針を前提といたしまして、今後の検討の進め方については、まず、内閣府から関係府省への再検討要請を9月6日に予定しております。かつ、併せて、資料2にございます主な再検討の視点を重点項目別に全て列挙されております。ざっと御覧いただければと思いますが、この主な再検討の視点を関係府省に文書でお示しいたしまして、関係府省にはそれを踏まえて9月19日の水曜日までに御回答いただくということを考えております。部会としては、9月19日までに御回答いただきました関係府省の回答を踏まえまして、10月上旬より関係府省から重点的にヒアリングを行い、議論を詰めていきたいと考えています。

最後に、例年のことでございますが、この段階では検討の方向性が合致している事項は必ずしも多くありませんでした。しかしながら、例年、その後、最終的な取りまとめに向けて関係府省と課題を一つ一つ議論しまして、数多くの提案を前進させ、実現に至ったということでございます。したがって、今年も同様に、今後、さらに論点を整理し、検討の方向性を見直していきまして、最終的には一つでも多く地方の提案が適正にできますよう、具体として努力してまいりたいと思っております。

それでは、以上、よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

現在の状況と今後の方針について御説明いただきましたが、さらに詳細にわたって、次に、事務局から重点事項に係る関係府省の第1次回答の状況、主な再検討の視点等々について御説明を頂戴できればと思いますので、加瀬次長からお願いいたします。

(加瀬次長) それでは、事務局から資料2に沿って御説明させていただきたいと思います。

資料2、1枚目でございますが、こちらは6月下旬の本会議でお諮りいたしました重点事項について分野別に重点事項数を並べたものでございます。目次でございます。

1枚おめくりいただきます。こちらは、資料の基本的なつくりをまずは御説明させていただきますと、左側に提案名と提案団体（関係府省）と提案の概要がございます。真ん中に関係府省からの第1次回答の概要、右端に提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点を示すというものでございます。なお、小さい字で恐縮でございますが、右下のほうにページ数を振ってあるところでございます。再検討の視点につきましては、本会議で御説明し、その後、各府省に対して御提示をするというものでございます。本年も重点は51事項がございますので、恐縮ではございますが、各事項の御説明は適宜省略して行わせていただきたいと思います。

1ページ目、1番でございます。幼保連携型認定こども園の保育教諭の経過措置について、平成31年度までとされており保育教諭となることができる者の経過措置、本来は保育士と幼稚園教諭の両方とも必要でございますが、経過措置期間は片方でよいというものでございましたけれども、その延長に関するものでございます。第1次回答では、引き続き子ども・子育て会議において議論を行いその方向性を定めるという回答でございます。右側の再検討の視点といたしましては、多くの関係者から同様の声が上がっておりまして、今後の議論のスケジュールを示して早期に延長する旨を示すべきではないかということでございます。

次のページでございます。2番でございます。幼稚園型の一時預かり事業につきまして、2項目がございますが、1つは職員の配置基準の資格要件の緩和、2つ目が一時預かり事業に従事している場合に幼稚園教諭免許の更新ができないことを改めるというものでございます。関係府省からの第1次回答は3ページでございます。いろいろと書いてございますが、第1次回答といたしましては、要約すれば、これまでも相当柔軟化をしておりますと。質の確保の観点から、幼稚園免許の未更新者を配置基準にカウントをするのは困難であると。また、免許の更新につきましては、幼稚園に勤務するつもりですという場合には可能ということでございます。再検討の視点でございますが、幼稚園の一時預かり事業につきましては、幼稚園免許の更新について既に例外措置があるのではないかと。また、各府省からの第1次回答では、提案内容に入っております小学校教諭などの者についても配置できるようにしてはどうかという点について、回答が明確になっておりませんので、これの取り扱いについてどう考えているのか。さらに、免許更新につきましては、一時預かりの配置基準では資格が必要となっていながら免許の更新ができないというのは、制度が矛盾しているのではないかとということをご指摘したいということでございます。

4ページ目でございます。3番の児童養護施設に配置すべき職員の数に幼稚園教諭を

含めることができるよう見直しということですが、こちらについては、1次回答でどのような対応が可能であるか検討するという状況でございます。こちらについては、以上でございます。

同じページ、4番でございます。放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直しでございます。こちらは、28年、29年のフォローアップ事項でございます。第1次回答といたしましては、どのような方向性で見直しが考えられるかについて、精査する時間をいただきたいという回答でございました。専門部会のヒアリングでの御指摘といたしましては、2次ヒアリングの段階までで検討が進んでいないということであれば、専門部会を別に開催して検討することもあり得るというお話があったところでございます。再検討の視点につきましては、昨年の対応方針の閣議決定の内容を十分に尊重した上で、地方公共団体側も納得するような基準の参酌化を検討するべきではないかということでございます。なお、本資料には記載してございませんが、この放課後児童クラブの関係では、30年提案として、例えば、基礎資格要件といたしまして、児童福祉事業での総勤務時間数2年間で2,000時間という基準がございますが、こちらについて、自治体の裁量で時間数などを設定可能とすべきではないかという個別の提案を別途いただいております。こういった点については、第1次回答では検討するという説明が行われているところでございますが、基準の参酌化の検討も含めて自治体側からもいろいろと知恵を出していただいたところでございまして、引き続き検討を進めたいと考えているところでございます。

5ページをお開きいただければと思います。5番でございます。こちらは、2歳児までの家庭的保育事業におきまして、卒園時の受け皿となる連携施設に関する要件の見直しでございます。あわせまして、連携施設の経過措置の延長も提案されておるところでございます。第1次回答といたしましては、卒園時の受け皿となる連携施設については一定の質の確保が必要であるという回答でございます。経過措置の延長につきましては、法律の見直しとともに検討するというところでございます。再検討の視点でございますが、候補となり得る認可外保育施設の中には、地方が一定の基準を満たすと認めているような種類の施設もございます。そういったものも検討してはどうか。あるいは、経過措置につきましては、早期に方針を示してほしいということでございます。

6ページの項目番号6でございます。放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直しでございます。回答といたしましては、こちらは関係法律の改正後で間がない、あるいは財源について課題があるところでございまして、実態を調査した上で、法律の見直しの時期、報酬改定の機会に検討したいというのが回答でございます。再検討の視点といたしましては、この関係で現に困っている方がいらっしゃるということですので、全国の状況調査をして実態に即したものとすべきというのが視点でございます。この項目については、以上でございます。

同じページの7、保育所型事業所内保育事業の受入児童の対象年齢の拡充等ございま

す。こちらは、3歳から5歳までの児童についても受け入れ可能としたらどうかという提案でございます。回答については、7ページでございます。第1次回答としましては、現行制度として対応可能という回答でございました。再検討の視点でございますが、現行制度で対応可能ということでございましたら、この点をきちんと確認した上で、具体的にどのようなものについて可能なのか、ケースを示して回答を求めたいというのが再検討の視点でございます。

8ページの8、共同保育の実施可能日の拡大でございますが、こちらは第1次回答でも拡大可能ということでございますので、この点を通知等で明確にしてほしいという内容になってございます。

9ページでございます。9番、療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲の関係でございます。関係府省からの回答といたしましては、こちらは地方自治法に基づく事務処理特例を活用すればいいのではないかとというのが回答でございました。再検討の視点といたしましては、この療育手帳の関係の事務はもともと通知に基づく事務でございますので、こちらは事務処理特例を活用するというよりは通知自体を改めるべきではないかという指摘でございます。

10ページでございます。10番、子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善に係る制約の見直しでございます。こちらは4万円の加算が既に29年度からされておりまして、これについて柔軟化をしてほしいというものでございます。現在、自治体等にヒアリングをされている状況でございます。

11ページをご覧くださいと、こちらは学校給食費に係る児童手当からの特別徴収についてでございます。11番については、昨年からフォローアップ案件でございまして、昨年、29年対応方針でも学校給食の強制徴収を可能とする方向で検討し、30年中に結論を得るとなっているものでございます。一方、ヒアリングの回答では、関係府省からいろいろな論点が出されまして、学校給食の実施を義務化ができないと強制徴収も困難という見解が示されたところでございます。右側、再検討の視点でございますが、再検討の視点といたしましては、先ほど申し上げましたが、29年の対応方針を踏まえた上で、論点をきちんと整理し、その際には内閣法制局など法制的な整理を含め、きちんと明確にすべきではないかということでございます。

12番でございます。12ページになりますが、育児休業等の期間延長に係る手続の見直しでございます。こちらは、育児休業を2年まで延長するという際に入所保留通知書というものが必要でございまして、それを何とかならないかという提案でございますが、回答といたしましては、現行の入所保留通知書の提出を不要とすることは困難という回答でございます。しかしながら、一方で、関係府省へのヒアリングの際には、合理的な措置を検討し、年末までに結論を得たいということでございました。したがって、右側、再検討の視点では、支障の解消に向けまして速やかに対応をしてもらいたいということを指摘しておるものでございます。

13ページでございます。13番は、農地の借り入れ、そして集約して貸し出すための農地中間管理事業に関する制度の見直しでございます。回答としましては、14ページになってございます。こちらはちょうど法律の5年後見直しの時期に当たるということでございまして、全体といたしましては、回答の概要としましては、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討するということが御回答でございます。再検討の視点でございますが、総論のところには大体集約してございます。計画の都道府県知事認可、縦覧制度などについては、支障を解消する方向で検討いただきたいということで個別の論点について、以下、記載しておるところでございます。

15ページ、14番、土地改良事業に係る受益地の変更要件等の明確化という提案でございます。これは、土地改良事業が行われまして、完了までの間に受益地設定の変更をしたいという場合の取り扱いの件でございます。関係府省からの第1次回答の概要に書いてございますのは、変更が5%未満の受益地変更の場合につきましては、国からの要件等はないということでありました。そういうことでございますので、再検討の視点では、その旨の明確化のほか、その受益地変更に係る手続の全体像、これまでの事例あるいは補助金返還の考え方などについて、わかりやすい形で地方に周知すべきではないかという指摘でございます。

次のページ、15、町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止の関係でございます。こちらは26年フォローアップ案件というものでございまして、それ以後、平成28年に都市計画運用指針が改正されまして、都道府県との協議ルール作成における留意事項3点が明確化されたところでございます。関係府省からの第1次回答では、現状におきましても、協議ルールの定着が十分とは言えない。都道府県への働きかけ、取組の強化を行うということが関係府省の第1次回答及びヒアリングにおける回答でございました。再検討の視点といたしましては、一番上の○に書いてございますけれども、平成27年対応方針で「町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る」とされております。そういう趣旨を踏まえまして、廃止の目途を明確に示した上で、留意事項の定着に向けた取組を速やかに進めるべきである。あるいは、ほとんどの都道府県で留意事項が守られている状態にあるのではないか。それについてどう評価するのか。さらに、都道府県との意見相違事例なども少数あるわけでございますが、そういう少数の事例をもって支障と考えるべきではなくて、事後の関与を通じた是正などで十分ではないかといった観点から、同意を廃止する結論を30年中に得るべきではないかということが再検討の視点でございます。

17ページでございます。16番、社会教育施設の所管を地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とするものでございます。26年、29年のフォローアップ案件でございまして、博物館、図書館、公民館、そういった社会教育施設について、観光分野やまちづくり分野と一体的に所管することができるようにするという提案でございます。こちらにつきましては、既に提案内容を踏まえまして中教審の生涯学習分科会の



審議のまとめというものが既に中教審総会に報告されているところでございます。したがって、再検討の視点といたしまして、その実現に向けて取り組むことを求めますとともに、そのまとめの中で「社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置」が述べられているところでございますので、これについて従来の分権の勧告などに反するものにならないよう求めていくということが再検討の視点でございます。

17番、指定管理者制度の対象施設の見直しでございます。こちらは指定管理者制度を公の施設のみに導入されているということで、その拡大ができないか、学校給食センターなどに拡大ができないかというものでございます。第1次回答では、指定管理は使用許可権限などを付与することに意味があるということで、指定管理以外の施設につきましては、私法上の契約による包括的な委託が可能という回答でございました。再検討の視点といたしましては、提案団体は浜松市でございますが、施設の整備、管理運営など、これまでPFIで行ってきたということで、本当に包括的な民間委託が可能なのか。その包括的な民間委託が可能な場合に、施設の修繕の取り扱いがどうなのか。あるいは、職員の常駐の必要性があるのか。そういったことが現状は不明であるということで、ガイドラインなどできちんと示していただきたいというのが再検討の視点でございます。

19ページ、18番、公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直しでございます。こちらは、公立大学法人につきまして、例えば、一般の方も利用できるコンビニなどを設置できないかというものでございます。回答といたしましては、具体的な支障事例によりまして、法改正も含め、改善策について検討するという回答でございました。再検討の視点といたしましては、きちんとニーズを把握した上で法改正をすべきではないか。あるいは、下の○に書いてございますが、既に国立大学では法律改正により制度上認められているということでございまして、公立大学法人と制度が違うことには合理的な理由があるのかということでございます。

19番でございます。火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携のための見直しでございます。回答を書いておりますが、当該事務につきましては、自治事務で自治体の判断で民間事業者も火葬場を設置できる。あるいは、他団体との連携にも特に法制化は要らないのではないかとというのが回答でございました。再検討の視点といたしましては、民間業者がその火葬場の運営主体となっていという見解でよいのか。それについて通知を出すべきではないかというのが一つと、あとは提案団体の主張なども聞いた上で、火葬場の設置の広域化あるいは民間も含めた官民連携の推進のための法的な枠組み、そういったものが必要ではないかというのが再検討の視点でございます。

次のページ、20番でございます。介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直しで、これは自治体が介護認定の訪問調査を法人へ委託する場合に、介護支援専門員の資格要件がその民間企業の職員に必要とされるというものでございます。これについて何とかならないかというものでございますが、1次回答では、中立・公正性の確保が必要なものであり、調査を行った上で31年度中に結論を得たいということでご

ざいます。再検討の視点でございますが、31年度ということでございますが、提案団体におきましては、既に委託先の人材確保ができないという状況になっており、速やかな対応を求めるというものでございます。

21番の介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直しでございますが、こちらは1次回答の内容を周知されたいということで、提案団体からもそれでいいと御意見をいただいているところでございます。

22番でございます。重度訪問介護の訪問先の見直しでございます。こちらは、重度訪問介護の場合、自宅で勤務している場合、対象にならないということございまして、関係府省の回答では、こちらの対応は企業あるいは事業者が行うべきもので、個人の経済活動の支援については困難であるということであります。再検討の視点といたしましては、求められているのは在宅就労の場合ですので、日常生活の支援でありまして、在宅で自営などの場合は支援を受けられないという矛盾があるということで、きちんと見直しをしてほしいというのが再検討の視点でございます。

23でございます。介護保険における施設移転に係る住所地特例の見直しでございます。1次回答のヒアリングの際に関係府省からあった意見といたしましては、これを行う場合に市町村間の意見が一致しないのではないかと。あるいは、認知症グループホームは「地域密着型サービス」でありまして、住所地特例の対象施設を全て見直す必要が出てくるという反論があったところでございます。再検討の視点といたしましては、一番上の〇に書いてございますが、全国町村会、市長会が、本提案には賛同している状況でございます。したがって、そういった点を踏まえて検討をしてほしいと。それ以外に書いてございますのは、現状では施設が多い市町村の負担が増加する仕組みとなってしまうということでございますので、そういった問題があるのではないかと、それはどう考えるのかという指摘でございます。

24番でございます。介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸付の対象施設の見直しでございます。こちらは国有地の減額貸付という制度がございますが、その対象となりますのは、いわば社会福祉事業ということになってございます。社会福祉事業と併せて医療の事業も実施した場合には、減額貸付の対象にならないということでございます。関係府省からの第1次回答の概要といたしましても、適用することは困難ということでございます。再検討の視点といたしましては、どうして減額貸付の対象にならないのか、その理由をはっきりさせてほしい。あるいは、減額貸付の対象となります老健施設というものがございすけれども、その範囲の明確化をしてほしいということが再検討の視点でございます。

25番でございます。へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直しで、こちらは薬局の管理薬剤師になりますとほかの薬局に勤務ができないというものでございます。第1次回答では現行でも柔軟に対応できるということでございますので、それならば通知を見直して発出してほしいというのが再検討の視点でございます。

26番、都道府県経由事務の関係でございますが、こちらは提案に対応するというところでございますので、省略をさせていただきます。

27番、マイナンバーによる情報連携の項目追加等についてでございます。こちらは、1つは生活保護の決定事務について、労災の休業補償給付等の支給情報、2つ目が、難病等の医療費の支給事務について、高額療養費の情報をマイナンバーに追加するというものでございます。1つ目のほうの労災の関係につきましては、現状、申請の際にマイナンバーを収集していないということでございます。2つ目のほう、健康保険の関係につきましては、高額療養費の所得区分情報は、保険者は申請ごとに個別に確認をしている状況でございます。そういった状況を踏まえまして、再検討の視点といたしましては、マイナンバー連携の費用対効果はどうか、そこをきちんと試算してほしいということと、マイナンバー連携以外で事務見直しなど、そういったこともできないのかということとを再検討の視点として挙げておるものでございます。

次のページ、28番、再発行事務におけるマイナンバー記入の廃止。こちらは介護保険とか医療保険あるいは障害者福祉に関しまして、証明書の再発行の際にもマイナンバーの記入が必要ということで、御提案としましては、実際にマイナンバーの利用が想定されないのだから記入を廃止してもよいのではないかという提案でございます。1次回答あるいはヒアリングの際にありましたのは、マイナンバーというのは個人を1人に特定する情報という位置付けで、地方公共団体の事務上、なりすましはないかといった観点からの検討は必要だと。あるいは、廃止した場合に障害が生じないよう運用実態等を踏まえた上で検討する必要があるということがヒアリングの際には話があったところでございます。再検討の視点でございますが、税の分野では既にワンスオンリー原則ということでマイナンバー記入を不要にしているものもあると。また、通知カードだけだと本人確認として不十分ということでありますけれども、運転免許証なども一緒に確認しているということであれば、確認という意味で言えば、運転免許証だけで済むのではないか。マイナンバーの記入に意味があるのかといった点を指摘しておるものでございます。

次のページ、29番、こちらマイナンバーの関係でございますが、マイナンバー利用と個人情報保護の両立といったものでございます。内容的には3つほどございますが、③のマイナポータルとの関係だけ述べさせていただきますと、例えば、これは同一住所地に複数世帯が居住している場合などに、ある人が手続をすると、それが他の人にも何らかの形で手続があったことがわかってしまうということがマイナポータルの現状のシステムとしてなっているということでございまして、再検討の視点といたしましては、このマイナポータルのシステムについては改めるべきではないかという指摘でございます。

30ページの30番、郵便局員による本人確認とマイナンバーカード交付事務に関する見直しでございます。こちらは、マイナンバーカードを郵便局で受け取れるようにできれ

ば、利便性が増すのではないかという提案でございます。関係府省からは、マイナンバーカード、いわばこれは身分証明書を新たにつくるというトラストアンカーであり、市町村長が発行責任をとる必要があるという回答があったところでございます。右側、再検討の視点でございますが、再検討の視点といたしましては、マイナンバーカードを欲しい人に確実に届けるという視点に立って、例えば、放置車両確認の民間委託の例も参考にしまして、新たなICT技術も活用して、住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカードを受け取るようにできないかという指摘をするものでございます。

31番でございます。地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の見直しでございます。こちらは先ほど高橋部会長からも御紹介がありましたが、自治体の事務遂行に必要な飛行訓練を許可不要にできないかといった点等々について、視点として投げかけをするものでございます。

次のページ、32番でございます。災害救助法に基づく借上型応急仮設住宅の供与に関する見直しでございます。こちらは、災害応急仮設住宅の供与に関しまして、一部負担の導入などができないかといった提案でございます。1次回答では、災害救助法では現物給付が原則であるということで、被災者の一部負担を認めると、お金のある人が優遇されることになると。あるいは、既に特別基準というものが設けられていて、上限を超えるような住宅物件を借りることもできるようになっているという回答でございました。これについて、再検討の視点といたしましては、総供給戸数を増やすという観点から、一部負担の導入は検討できないのか。あるいは、特別基準の適用といった話があったわけでございますけれども、過去の事例にどういったものがあつたか、どういった基準なのかといったことについて、自治体がきちんと併せて周知していくべきではないかという視点でございます。

33番でございます。こちら災害関係でございます。災害援護資金の貸付制度の見直しということでございまして、これは借りる場合に現在は保証人が必要であるということでございます。それについて、保証会社の活用ができないか。あるいは、もう一つの点としまして、返済について、年賦あるいは半年賦ということについて月賦償還も可能にできないのかということでございます。再検討の視点といたしましては、例えば、保証人を建てられない被災者について、保証会社から保証を受けた場合も政令上の保証人を立てたという整理にできないのか。あるいは、月払いについても、全ての自治体にそのようにやれということではなくて、年賦など他の方法をとることも含め、市町村が選べる仕組みにすることができないかという指摘をするものでございます。

34番、産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物及び処理施設の拡大でございます。具体的には、大規模災害の際の一般廃棄物あるいは行政代執行などをした特殊な事例の際の話でございます。回答については、35ページに書いてございますが、こちら小さな字で書いてございますけれども、要すれば、産業廃棄物処理施設で処理する場合でも、改めて一般廃棄物処理施設としての設置許可を得ることが

必要だという回答でございます。ただ、一方で、ヒアリングの際には、提案に対応できるかどうかなども検討したいという話もあったところでございます。再検討の視点でございますが、こちらは大規模災害あるいは行政代執行といった特殊な事例の際には、産業廃棄物処理業者において、一般廃棄物を何らかの特例で処理できるようにできないか、再び再検討を求めるものでございます。

35番でございます。消防団員等が消防車両を運転する際の特例制度の創設でございます。こちらは運転免許制度の変更に伴いまして、準中型自動車運転免許が設けられた。それは3.5トン以上のものが対象ということで、新しく消防団員になられた方などが運転できないのではないかとといった主張でございます。再検討の視点といたしましては、そういった準中型自動車運転免許、そういった取得などにつきまして工夫ができないか。あるいは、何らかの現場の支障を解決するための方策を検討してほしいというものでございます。また、あわせまして、右側一番下に書いてございますけれども、自衛隊における教育訓練の受け入れなどの協力につきまして、改めて再検討を求めるというものでございます。

37～39ページまで提案が4つほどございますが、こちらは基本的に提案に対応する形での回答になってございますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

40ページを御覧いただければと思います。40番、国立公園の関係でございます。国立公園内の民間の保養所などを公園事業として位置付けるとの提案でございますが、1次回答では、今年度、ケーススタディーを行って検討する必要があるというものでございました。再検討の視点といたしましては、きちんとした形で早期に結論が出るよう、今後のロードマップを示してほしいというものでございます。

41ページ、41番でございますが、こちらの内容は、鉄道やバス事業、その輸送実績報告といったものが国に提出されておりますけれども、提出先を都道府県に変更できないかというものでございます。1次回答といたしましては、事業の監督官庁でない都道府県を経由する形にはできない、不適當であると。現行の交通政策基本法の規定がある、そういった規定で支障に対応することでよいのではないかとというのが第1次回答の概要でございました。再検討の視点といたしましては、自治体が情報を求めているというものでございますので、国土交通省は一定の情報を公表しているということでございますが、そうして公表している情報と公表していない情報をきちんと整理してほしいと。あるいは、希望する地方公共団体については、ちゃんと希望している情報を確実に取得できるような制度的な仕組みについて改めて検討を求めるといったものでございます。

42番、自家用有償旅客運送における少量貨物運数の手続・要件の見直しでございます。こちらは、自家用有償旅客運送につきまして、一般乗り合いの場合と同じように、少量貨物を運送する場合、許可不要にできないかというものでございます。再検討の視点のところに書いてございますのは、自家用有償旅客運送の場合でも、実際には一般乗合旅客運送事業者に委託している場合も多いと。あるいは、そもそも対象が交通空白地であ

るということでしたので、そういった観点も踏まえて許可を不要にできるのではないかといった論点について、再検討を求めているものでございます。

43番でございますが、市街化調整区域において定期バス路線などと同様に、区域運行のバスなどについても、事業のための施設を開発許可なしで設置することを可能とするものでございます。具体的には、例えば、駐車場とか事業所といったものでございます。1次回答では、定期バス路線は固定されたルートで事業を行っているので、開発許可を不要としている。ただ、一方で、それ以外の区域運行のバスは違うという回答でございました。右側の再検討の視点でございますが、バス運行の形態によって立地の任意性が違うという説明でございますけれども、必ずしもそんなことは言えないのではないかとということで、改めて検討を求めるというものでございます。

44番、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲でございまして、こちらは2以上の都道府県にまたがる電気工事業者については、経済産業大臣の登録を受けるということになってございます。これについて、都道府県は危険防止命令が出せないという現状の仕組みではなっております。それを出せるようにしてほしいというものでございます。再検討の視点といたしましては、経済産業省が所管してございますが、所管省としてどのような情報を保有しているのか。あるいは、実はこういった電気工事の場合、工事規模が大きい場合には建設業法の適用があるということで、建設業法の場合は国と都道府県の並行権限となっているということで、それとどういう違いがあるのか、理由を示してほしいというものでございます。

45ページでございます。45番でございます。建設業許可申請等に係る都道府県経由事務の見直しでございまして、こちらは29年度フォローアップ案件でございます。右側にも書いてございますが、現在、アンケートを行っている。アンケートの対象としましては、都道府県と業者さんということでございますので、それを速やかに分析していただきたいということと、併せて、この事務については電子申請化を検討されているということでございますけれども、そのスケジュールを示してほしいと。その上で、電子申請化に時間がかかるようであれば、先行してでも都道府県の経由事務を廃止するべきではないかということでございます。

46番の教員免許に係る制度の見直しでございます。こちらは、教員免許につきましては、平成21年から10年の免許更新制が導入されまして、それ以前の旧免許と新免許という形になっているということで、新旧免許で有効期間の扱いが異なるということで、誤認による失効の事例もあるということで何とかしてほしいという提案でございます。こちらでございますが、右側、再検討の視点でございますが、第1次回答では、取り扱いを改めた場合でもいろいろなケースが生じるので、なかなかうまくいかないのではないかとということでございますが、具体的にどういう点で問題があるのか示してほしいと。あるいは、現在、教員免許管理システムにつきまして、平成32年度に個人ごとに免許を

一覧できる形に改めることが予定されているということでございますので、その中身、実は提案団体も承知していなかったということでございますので、それについてきちんと中身を示してほしいということでございます。その上で支障が解消されるかということを検討するというものでございます。

48ページの47番でございます。旅券発給等事務の関係の歳入歳出外現金を私人へ委託可能とする見直しでございます。こちらは、旅券発給事務、事務処理特例で市町村が行っている場合に、都道府県で証紙を廃止しますと、その手数料が歳入歳出外現金となって、その徴収について私人ではできなくなるということで、現状、民間委託で行っているものが引き続き行えなくなるという支障があるということで、何とかならないかというものでございます。1次回答を要約しますと、市町村が自らの手数料を徴収して、その上で必要があれば都道府県へ歳出として支出すれば、そういった民間業者ができないという支障が解消されるのではないかとございまして、再検討の視点といたしましては、実際、旅券の関係の事務は都道府県が行っているということでございまして、その手数料を操作して実態と異なる仕組みにすることはどうなのかということと、旅券法特有の枠組みの中で支障が生じているということでございますので、旅券法あるいは地方自治法の関係法令の中で措置をすべきではないかということをご指摘しておるものでございます。

次のページ、48番は建築士審査会の委員任期の関係でございまして、現状では2年に法定されておりますものを条例委任できないかというものでございます。こちらは、第1次回答としましては、第5次分権法で建築審査会の委員の任期について条例委任をしたが、そもそもニーズがなかったのではないかとということをご第1次回答では述べられております。再検討の視点といたしましては、地方分権の趣旨から都道府県の判断でできるようにすべきではないか。あるいは、希望する都道府県だけ条例で定めるという方法もあるのではないかとございまして、

49番、指定都市における人事委員会の必置の見直しということで、指定都市につきまして、人事委員会か公平委員会、設置を選択可能にするという提案でございます。第1次回答としましては、人事委員会というものがなかなか公平性の観点から根本原則が揺らぐ危険性があるという回答でございました。再検討の視点といたしましては、中核市との間などで機動的な採用に差が生じているということで、選択制ということは本当に検討ができないのかということでございます。あるいは、人事委員会の事務の委任について、現状、人事委員会のほうからしなければいけないということでございますが、条例で定めることができないかといった投げかけでございます。

51ページ、50番、海区漁業調整委員会の関係でございまして、こちらにつきましては、現在、制度そのものについて、必要な法整備、再検討が行われているということが第1次回答でございます。再検討の視点といたしましては、提案団体の支障を解消するように検討してほしい、あるいは、もしも現在農林水産省で行われている検討に時間がかか

るようであれば、提案だけでも先に通知してほしいというものでございます。

51番、最後でございますが、こちらは財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化でございます。普通交付税、決算統計、あるいは先ほど申し上げた健全化判断比率という各種報告、調査がございますけれども、それは転記作業に非常に時間がかかる、手間がかかるということで、一元化されたシステムを構築してほしいというところでございます。回答としましては、健全化判断比率というのは法律の枠組みで、地方公共団体の責任で作成、公表するという回答でございました。ただし、回答の概要の欄、囲い込みに書いてございますように、ヒアリングの際には、システム構築について地方の合意を前提にして、一定の地方の負担の上でシステム改修の方向性を相談したいということでございました。主な再検討の視点といたしましては、こちらは事務の効率化といった観点がございますので、自動転記システムについて積極的に検討してほしい。あるいは、そもそも健全化判断比率は法律で定められたものでございますので、国の配慮責任があるのではないかといたった投げかけをするものでございます。

駆け足の説明になりましたが、これ以外に資料4がございます。こちらは、特段御説明させていただきませんが、29年までの提案におきまして30年中あるいは30年度中に結論を得るといったものについて整理したものでございます。こちらは、まだ途中段階のものでございますので、説明は省略させていただければと思います。

それ以外に参考資料がございますが、こちらは、自治体からいただきました各提案、重点事項以外も含めまして、関係各府省の第1次回答等々を整理したものでございます。非常に大部なものでございますが、必要に応じて、今後、御参考に御覧いただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ただいま重点事項に関わる第1次回答の状況と再検討の視点について御説明いただいたわけでございますが、御審議いただく前に、まず、平井議員から地方分権改革の推進に関する全国知事会提言について御説明いただければと思います。よろしく願います。

(平井議員) 先に、資料5につきまして御説明申し上げたいと思います。

この夏の全国知事会におきまして、地方分権改革について衆議一決した決議を提出させていただきました。

まず、1ページのところでありますけれども、地方税財源の充実・確保であります。いろいろ書いてございますが、今、これから消費税の引き上げが新年度の課題になってきます。そういうことが予定される中で、地方税財源の十分な調整をしていただき、もちろん都市的な団体でも増収になりましょうし、また、都市的でない団体におきまして中山間地を抱える財政需要などが様々にあるわけであります。ただ、機械的にやりますと、交付税の制度としては結局再配分ができない部分がございます、そういう意味



で、今一步踏み込んだ税財政の調整が必要なのかもしれません。そんなことも含めて、偏在性の是正とか、あるいは財源保障とか、そうした機能を十分果たすような仕組みをこれからやっていただきたいということでもあります。また、こうした観点で地方交付税につきましてもトップランナー方式などを導入されてきておりますけれども、十分に実態に沿うように考えていただきたいし、法定率、地方交付税の法定算入率につきましても、今後とも検討いただきたいということでもあります。

2番であります、国の政策決定についてであります。(1)としては、国・地方協議の場に、これは法律で定められた協議の場が設けられていますが、是非税財政などの分科会で十分な議論をしていただきたいということ。また、(2)でございますように、国の関与がいろいろな形で、法律で決まってくる部分がございます。したがって、こうした地方分権に配慮した、そういう委員会や調査会など、十分そういうチェックの場があってほしいということでもあります。

3番目のところ、3ページであります、今、この後、またいろいろ御意見で申し上げたいと思いますが、「従うべき基準」を初めとした義務付け・枠付けにつきましては、結局、例えば、これが児童福祉とか様々な制度の制約になっておりまして、これで自由闊達に行政サービスの提供ができないということがございます。是非この在り方自体を見直していただきたいということでもあります。また、地域公共交通制度につきましても後ほど申し上げますが、円滑な地域公共交通ができるように制度の見直しをお願いしたいということ。また、(3)は、産業振興などにつきまして、都道府県を飛び越えて経産局に権限が行っていて、結局、総合的な雇用政策、産業政策ができない状況にあることなど、是正をお願いしているものであります。(4)は、提案募集方式、手挙げ方式としてやっているものであります、その運用につきまして、さらに踏み込んで使いやすい形にしていきたいということもございます。また、(5)、(6)につきましても、地域の実情に応じた施策の展開あるいは事務・権限の移譲などを円滑に進めるための人材や財源等の措置にも配慮していただきたいということでもあります。

4番は、若干憲法にも関わることでございますが、今、大分市民社会が成熟してきました、地域のガバナンスの在り方をいかに発揮できるような、そういう制度的な支援をお願い申し上げたいということでもありますとか、憲法につきましても、地方自治の章、この全面的な書き換えなど、基本的な担保を憲法体系上もつくっていただきたいということでもあります。

以上、申し上げたようなことを知事会でもこのたび決定させていただき、本会議のほうに要請させていただくものでありますので、お取り計らいをお願い申し上げたいと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、高橋部会長、事務局から御説明いただきました第1次回答及び再検討の視点等々につきまして、御意見を頂戴したいと思いますけれども、まず、平井議員、口火

を切っていただければと思います。よろしく申し上げます。

(平井議員) ありがとうございます。

このたびも、神野座長、高橋部会長、後藤先生、勢一先生、谷口先生、伊藤先生を初め、会議の皆様のいろいろなお取り計らいで検討を進めていただけたということで、まづもって感謝を申し上げたいと思います。また、河内次官を始め、内閣府におきまして、今、お聞きいたしましたけれども、大変精細に再検討の視点もまとめていただき、6日から各省庁と議論をされるということでありまして、基本的にはそれを応援し、感謝を申し上げるものであります。

ただ、そういう中で何点か申し上げたいと思いますが、大きな枠組みでは、先ほど申しましたように、せっかくこの地方分権改革の有識者会議がいい形で機能をしているわけですが、消費税の引き上げ時期などもございまして、会議としてそういう税財政など地方分権の実質的保障を図るようなことについて、メッセージなり、提言なり、本会議としても、その辺をまとめるといいますか、発出することはできないのか。その辺に一つ御期待申し上げたいと思います。

また、先ほどもお話し申し上げましたけれども、我々も中で、知事同士で議論をするのですが、隔靴搔痒の感があるというところがございまして、規制ばかり増えてくるようなイメージがあるわけですね。

1つの原因は、もちろん新しい法律や制度ができます。例えば、地域包括ケアとか、そうしたものがいろいろできますけれども、そのたびに政省令などが書かれまして、この政省令は結構細かいことを書いて、そこに「従うべき基準」が埋め込まれてくるのですね。「従うべき基準」というのは、第2次、第3次の地方分権改革推進委員会でも出されてはいたけれども、本来国が本当に責任を持たなければいけない分野等ございまして、例えば、こうした体育の専門職員が2名必要だとまで書かなければいけないのかとか、少々度を過ぎている面がもともとあるのではないかということでもあります。ですから、その辺のチェック機能を事前に果たすような、事後的にこうやって文句を言いにいくというのももちろん一つの方策かもしれませんが、事前にそこをチェックできるようなことができないか。そういう意味で、先ほど国会のほうに地方分権改革の委員会でもつくってもらわなければいけないのではないかみたいな議論が出てきているということでもありますし、政省令をつくるときにも、地方団体と十分協議をしていただいて、ここまで必要かどうかということなどを議論させていただけると有難いと思います。このような大所高所で、大分定着してきましたので、手挙げ方式をさらに有効に機能させるような、少し大きな仕上げの御提言なり推進役をしていただけると大変に有難いなというのが一つでございます。

2つ目でございますけれども、個別のこと、今、いろいろと細かい視点でいろいろと議論をしていただきまして、大変に有難く存じますが、若干私どもでも補足をさせていただければと思います。先ほど、加瀬次長のほうでお話しいただいた資料2でいます

と、4ページの4番、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直しがございますが、これは実は地方団体三団体連合で提出させていただいている議論でございます。今、かなりホットな議論が起きているところでございまして、この有識者会議がこのコアになりますので、是非「従うべき基準」の参酌化の検討を勝ち取っていただきたいと思っております。結局何が起きているかといいますと、いろいろなことの縛りがあるものですから、保育所のこともそうなのですけれども、今、どんどんこういう放課後児童クラブのニーズも広がっているのですね。片方で女性の働く機会をきちんとつくれとかということもあつたりします。そうすると、ますますこうしたことが必要になってくるのですが、つくろうと思うと、たちまちこの「従うべき基準」にひっかかってしまって、開設できない。あるいは、その実態に即したような形で、少人数で対応したくてもそれができないということがあつたり、また、都市的なものと、地方でそもそも子供がいないのにといいところと、違いがあるのに専門家の数を揃えとか、研修の時間の問題とか、実態としてもっと柔軟にできるのではないかといいものがあると思うのですね。これを国が一律で決めるのにそもそも無理があるのではないだろうか。分権的手法というものが、こうした現場主義がふさわしいことにこそ適用されるべきではないかと考えているところでございます。

次に、12ページのところの12番、育児休業等の期間延長ということがございます。これなどは一体どういうことか。多分これを見てもよく意味がわからないと思うのですね。今、よく言われる保育所の待機児童が何人いますよとかというのが問題になります。そのたびに現場はみんなから責められるわけですね。何が水面下で起きているかといいますと、この育児休業の手当てのために保育所に入れなかったという証明が欲しいということなのです。これは何なのかなということなのですが、実際そういうことでありまして、そのような御家庭があるわけですね。要は、育児休業を延長するということを柔軟に認めさえすれば、仮の形で待機児童が積み上がってしまっている状態を通常のベースに考えることができ、それで本当に必要な児童対策が打てるようになるわけですね。根っこはこの育児休業のところにあるわけです。ですから、これはそもそもそちらのほうの制度を直せば、こうした本当に実態に即した保育所の設置等を進めることができるのではないかなと思っておりますし、やや歪んだ行政を現場に引き起こしている要因が、こちらの中央のほうにあるということをお認めいただければ有難いと思っております。

次に、17ページのところでありますけれども、これはそうした方向に行くのではないかと思います。要は、所管をどうするかということで、首長部局と委員会部局、特に行政委員会でこういう箱物的なものを本当に持つ必要があるのかどうか。そうしたことからしますと、サービスの提供主体として、政治的な独立性とか、そういうことと別に関係ないような部分もあるのではないだろうか。そういう意味で、この教育の見直しということがあっていいのではないかといいことでございます。

次に、42ページ、43ページのところでございますけれども、これは自家用有償旅客運

送というところに関わるところでありまして、いわゆる過疎バスでございます。今、もう路線バスを通常の営業ベースで運用できなくなっているわけですね。社会実態がそんなのです。ここ、霞が関の皆さんは、東京の感覚があると思うので、そんなに路線バスが採算に合わないなどということは想定しにくいのかもかもしれませんけれども、人がなかなか住んでいなかったり、自家用車が普及しているところであっても、最後の砦として、子供たちのためとか、お年寄りのために、交通の足を確保しなければいけない。それで、自家用有償旅客運送ということ、身銭を切ってもやらなければいけないというのが現状なのですね。これは路線バスと実態は一緒なわけでありまして、しかも、ノウハウが果たして自治体にあるかということとそうでもないものですから、現実にはバス会社とかタクシー会社とかに委託をしながら運用しているようなものでありまして、これは実際は運送事業なわけですね。ところが、もっと伝統的な運輸行政では、こういう営業ベースでの運輸事業というもの、バス事業というものを想定しているわけでありまして、例外として、本当は有償をベースにやらなければいけないのですが、いわば白タク的な、自家用の有償運送というものを認めますよと、これは例外だと、このようにドグマができてしまっているわけですね。ただ、現実には同じバスでありまして、町のキャラクターが描かれているバスと会社の名前が描かれているバスという違いがあるだけのものです。しかしながら、そういうドグマがあるものですから、普通の路線バスと同じものであっても、例えば、貨物を載せて、貨客混載で採算をとりやすいようにすることはどうぞ御自由にと、許可不要となっていたり、また、車庫を設けることについて、都市計画等の規制から除外しておきましょうというように、法律上、できていないわけですね。そうした意味で、採算に合わないものだから、地元でやるということになると途端に貨客混載ができなくなるとか、また、車庫をつくろうとしても用途規制にひっかかるようになるとか、そういうものであります。もともとこのドグマの設定自体が、時代が変わってきて、遅れているのではないかというのが現場の感覚なのですね。せめて適用関係ぐらいいは揃えておいてもらおうと。どうせうちのほうで、地方団体のほうで手銭を出してやっているようなものでありますので、どうしてそのくらいのことを考えていただけないのかなということでもあります。ただ、我々もわかるのですけれども、お役人の皆さんは真面目ですから、法律にこう書いてあるので、これは区別されるべきものだと。ただ、そのドグマ自体が実態としては合わなくなっている。そのことを御認識いただければ、適用の仕方も変えていただければいいかと思っております。

例えば、そのような具合で、いろいろと現場感覚としても切実なものがあり、今、それをこうしておまとめいただいたところもありますので、これから各省庁と先生方で御議論されると思いますが、是非よろしくお願い申し上げたいということです。

もう一つ、これは我々としてもあえて申し上げるところはあるのですけれども、今回も各省庁間のやり取りに上ってきたもの以外、4割ぐらいが不可とされているものなのですね。ただ、その中でも、やはりこれはどうかなというものがそれぞれ提案の自治体

のほうからも上がってきているところでありまして、今一度考慮できるものであれば、もう一度俎上に上げていただくと有難いと思います。

例えば、いろいろな統計調査がございます。そういう統計調査は、結構国から、例えば、県へ委託をして行うという統計調査があって、これは別に総務省だけではなくて、国土交通省とか各省持っているわけでありまして、でも、皆様も御案内のように、今時は、例えば、インターネットで毎日のようにアンケート調査をやっていたり、いろいろなやり方があるわけでありまして、こういうサーベイランスの会社なんかも発達してきているわけですね。全部役所のコストをかけてまでやらなければいけないだろうかということでありまして、都道府県が必ずしもやらなくてもいいような調査もあるのではないだろうか。こういうことで、現場のほうから今回も声が上がってきています。

例えば、法人の土地や家屋の調査がございます。これは土地利用の関係での調査なわけですね。確かに県が調査してもそれはいいのでしょうけれども、国が直接そういう土地利用の調査であれば、御自身で、例えば、委託会社を活用するなどしてできるのではないだろうか。そうすると、今、働き方改革とかと言っていたり、民間活力の活用と言っていますけれども、そうした方面にも資するのではないかと思えるところでありまして、こんな調査も、例えば、5年に一遍だけやったりするのですよね。5年に1回の調査は、人事のサイクルからいいますと同じ人がやらないですよ。また一から勉強し直して、ああだこうだ議論をして、もう一回全部組み立て直してやっていくというのがいいのか、あるいは、どこかの委託を受けたところで、定常的に5年に一遍やるものだというものを、幾つか調査の項目、国の調査はありますので、そういうものを組み合わせればペイするような事業枠取りもできるのではないだろうか。発想をそろそろ転換してもらってもいいのではないかなというのは、例えば、そんな提案があったりします。また、役所の中のいろいろな垣根があって、今、非常にクローズアップされている交付金などでは、放射線監視等交付金のように原子力関係の交付金などもあるのですが、過去のいろいろな経緯があって、例えば、環境省とか、内閣府とか、経産省系とか、いろいろなところにまたがってあったりします。こういう交付金を申請しようと思うと、全ての省庁に対して説明しろみたいなことになっていまして、それは確かに制度設計としてはそうなのかもしれませんけれども、そこまで求めるべきものなのかなと。もっと役所の在り方としても合理化できるのではないかと。

こんな非常にプリミティブなことも今回の提案に挙がってきているのですけれども、結構けんもほろろに断られているものがございまして、そうしたところもまた見つめ直していただくと大変有難いかなと思います。よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

大きく3点ばかりあるかと思えます。

1つは、この提案募集方式の内実といいますか、在り方ですね。これを少し大きな視点からもう一度見直すべきだと。これは、当面、この提案募集方式を手順に従ってやっ

ていく過程を踏まえながら、今後、検討させていただければと思っております。

2番目には、具体的に幾つかの論点について御意見を頂戴いたしました。これは、今後、専門部会あるいは事務局で各省庁との協議の中でお役に立てていただければと思います。

もう一つは、最後には、そもそも不可とされた事項について、再度、もう一回検討できるようなことができないか。

大きく3つばかりいただいたと思いますが、2番目といたしまして、各論点に、放課後児童クラブとか、育児休業手当と保育所入所の関連付けとか、いろいろ論点があったかと思うのですが、部会長から少しコメントがあればいただきたい。

(高橋専門部会長) どうもありがとうございます。

力強い応援の言葉をいただきまして、ありがとうございます。

放課後児童クラブの問題は、重要な問題と我々も認識しておりまして、別途これまでもいろいろと府省と協議をさせていただいて、現在に至っています。担当府省に対しては、「従うべき基準」の根本的な問題を提起させていただき、何とか「従うべき基準」の見直しの方向で御検討いただきたいということで、現在も交渉しております。さらにそういう地方から声があったということ伝えて、その方向で是非動かしていきたいと思っております。

その他、特に自家用有償旅客運送事業については、新しい視点をいただきました。實際上、地方で同じようにやっているのに、要するに、自家用有償になった途端に制約がかかるのはどうかというお話もいただきましたので、その辺も含めて、第2次ヒアリングのときには問題提起していきたいと思っております。

実際、提案募集方式は、地域の実情に応じて、支障に応じて具体的に再検討をお願いするということでございますので、今日いただいた視点を是非反映させていただいて、2次ヒアリングに臨んでいきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(神野座長) 事務局のほうから何かありますか。

(山野次長) 貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。現場の感じが非常によくわかりました。育児休業などの背景まで御説明いただきまして、ありがとうございました。

今日は関係府省の皆さんも来ておられますし、現場の雰囲気也非常によくわかっていただけたと思います。我々としてもそれらを踏まえて専門部会での検討に協力していきたいと思っております。

(神野座長) ありがとうございます。

どうぞ。

(加瀬次長) 平井議員から、俎上に上っていないもののお話がありました。

(神野座長) 統計調査のところですね。

(加瀬次長) いわゆる重点事項として扱っていないものの中に統計の話とかも入ってお

りまして、ただ、全体としましては、319件の提案をいただいた中で、改めて支障事例が示された場合に調整の対象となるものが100件ぐらいあるというのは事実でございます。

ただ、そういったものも含めて、新たな切り口を見つけて、できる限り提案の対応をしていきたいと考えております。

(神野座長) ありがとうございます。

そうしますと、ほか、いかがでございますか。どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。

私も提案募集検討専門部会に加えていただいております、今回の第1次ヒアリングも参加させていただきました。まずは、関係の皆様方には深くお礼を申し上げたいと思います。提案団体の担当の方には、支障事例等を含めて、追加の情報提供もしていただきましたし、それを事務局のほうで取りまとめて御紹介いただいたりしまして、部会の運営を非常に支えていただきました。第2次ヒアリングもありますので、引き続きお支えをお願いしたいと思っております。

また、府省の担当の方々も、真摯に議論をたくさんさせていただきました。確かにまだ検討の方向性の合致を見ていないものも多数ありますけれども、問題点の共有はかなりさせていただきましたので、提案そのものが100%実現に至らなくても、支障を解消するための制度的な工夫や変更は、第2次ヒアリングの段階でまた検討させていただけるのではないかと思いますので、引き続き私も真摯に務めたいと思っております。

その上で、今後の進め方につきましては、私も部会長の御提案に賛同いたしております。確かに共通認識も得られていない部分についてはかなりハードルが高いのではないかと思っておりますけれども、地方の現場の声というものを、議論の場所は東京ではございますけれども、改めて地方の現場の状況をしっかり把握しながら議論していけば、もう少し違う角度で改善を盛り込めるのではないかと考えているところでございます。

提案募集検討部会に加わっていた関係で、若干の感想というか、コメントをさせていただきます。

1つ、悩ましいというか、難しい問題だなと思っておりますのは、フォローアップ案件の取り扱いでございます。今回の資料2の中でも幾つかありましたし、資料4でまとめていただいているものがございます。かなりの件数がまだ懸案事項として残っております、これは部会に課せられた宿題だと考えています。ただ、このフォローアップ案件になったものというのは、例えば、実態調査とか、検討に時間を要するというので、複数年をかけてしっかり議論して結論を得るためのものがございます。ですから、1年ずつ議論を積み重ねていって、2年、3年で結論という形だと思っております。ただ、今年度の議論をしておりまして、ごく一部ではございますけれども、昨年度までの議論からちょっと戻ってしまった、手戻り感があるようなものも、正直、あるように感じております。大きく状況が変わったということはそれほどないと思っておりますけれども、

担当の方が変わったというような事情があるのかもしれませんが、しかし、こういう複数年で検討するものにつきましては、仮に、御担当が代わったり、制度の検討の状況で何か違う要素が出てきたとしても、そこは真摯に情報をきちんとつまびらかにしていただいて、継続として議論をさせていただきたいと思っています。この点は、難しいところもあるかと思いますが、努めたいと思いますし、御協力をお願いしたいと思っている点でございます。

もう一点ですが、これは先ほど平井議員から御指摘いただきましたけれども、「従うべき基準」に関する議論は、部会で議論をしても非常に難しいところ、しかし、何とか考えなければいけないところだと思っておりますし、それを心して議論していきたいと思っています。特に子ども・子育てであるとか、医療・福祉という重要事項項目の中でも数が多いもの、ここに「従うべき基準」のハードルが出てまいります。確かに、命を育む、命をつなぐという場所でございますので、いい加減な運用は認められないところでございますが、しかし、他方で待ったなしの状況もございます。各地方でどのような工夫ができるのかということを尊重していただけるような制度設計が重要かと思っております。

これは地域交通も同じだと思っておりますけれども、法制度の在り方の原則と例外というものが、若干従来のものから変わってきているのではないかという印象を持っています。人口減少を想定したような制度を原則としてこれまでつくってきたわけではありませんで、今ある制度が必ずしも今の時代にそぐわない。あるいは、地方自治体の多様性、いろいろな自治体があるというその多様性が、いい意味でも課題という意味でも広がってきている中で、原則の維持が地域に負担を生じさせている面もある。このようなことを考えますと、法制度の原理原則のところの考え方もしっかり見直すということをしながらか議論をしていきたいと思っております。

最後は感想で終わりましたけれども、私からは以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

部会で実際に御活躍されている議員の勢一さんからの御指摘でございますので、何か特にありますか。少し期間がわたるようなフォローアップなどについては、後ずさり現象が起きているということですよ。つまり、バックするようなことが起きている。これはコメントをいただくしかないかと。あるいは、さっきの原理原則の状況、非常に大きく経済社会の状況が変化してきた中でと。

(高橋専門部会長) フォローアップ案件については、結構難しいところはございます。多分、引継の問題とかがあって、御担当が変わったところで前からの経緯を相手方のところで引き継いでいただけなかったところで、1次ヒアリングで不十分さが出てきてしまったみたいなどころがあると思います。この点につきましては、1次ヒアリングでしっかり今までの成果を確認していただくということをお願いした上で、2次ヒアリングで十分な議論をしていくという方向で、努めていきたいと思っております。そこは明確に相手



方にもお伝えしておりますので、そういう方向で作業していただき、今後、前のようなことがないようにする、例えば、あらかじめフォローアップ案件については事務局としても少し気をつけて、前年までの成果を踏まえてちゃんとやってくださいということをお願いするということもあるかもしれません。その辺は、是非これから考えていきたいと思えます。御指摘をどうもありがとうございました。ただ、あえてどこの省庁とはこの場では申し上げます。

(神野座長) 参加されている伊藤構成員、お願いします。

(伊藤構成員) 先ほど勢一議員がおっしゃったこととかなりかぶりますし、感想だけ申し上げたいと思えますけれども、私も今回5年目ということで、5回目のヒアリングを行いました。

1つは、先ほどのフォローアップの案件が、結構平成30年中あるいは平成30年度中に結論を得るといったものが幾つかありまして、今年は一つ節目の年なのかなと思っております。その際に、やはり先ほど来、少し議論がありましたとおり、第1次ヒアリングの段階では少し戻ってしまっている。あるいは、共通の理解に立っていたと思っていたものがやや失われている部分があったと思っております。ただ、2次ヒアリングまでにその部分の共通の理解はきちんと再構築できるのではないかと考えておりますし、お尻が切られている案件が多くございます。そちらは閣議決定でも決まっていることですので、きちんと対応して頂き、我々もきちんと議論をしていきたいと思っております。

それから、先ほど平井議員からも御指摘いただきましたけれども、育児休業の問題とか、そもそも制度の設計がやや誤用されるといいますか、インセンティブの構造が誤った方向に行ってしまうような制度があって、現場では非常に困っているというような案件が幾つかあったと思っております。こちらにつきましては、各府省のほうも問題認識はかなり共有していただいている、あとはどのように知恵を絞って制度を改善していくかということだと思います。

もう一つ、例えば、教員免許の問題も、提案団体の方向で解決しようとするともた別の問題が出てきたりするというようなことも一部ございまして、制度をどのように再構築するかというのに悩む案件が幾つかありました。こちらは、提案団体の御意向も十分踏まえながら、各府省でもいろいろ知恵を出していただいで、最善の方向にできるだけ持っていくというのがこれからの2次ヒアリングでも必要になってくる視点なのではないかと思えますし、そのためにも我々も努力してまいりたいと考えております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

後藤委員、お願いします。最後に谷口委員をお願いいたします。

(後藤議員) どうもありがとうございます。

今回も提案募集検討専門部会の充実した検討を御報告いただきまして、誠にありがとうございました。

今日のお話を伺っていて、ちょっとめまいのようなことを感じました。一つは、まさに地方の現場の悲鳴のようなものがたくさん詰まっていて、それがどっと押し寄せてきた感じがすることと、もう一つは、平井議員が出された資料5の非常に俯瞰的な見取り図のようなもの間のギャップです。非常に現場に即した細かなディテールの固まりと、それに応えていくだけではだめで、もう少し高い視点からこの地方分権改革の行く末を見定めなければいけないという御指摘と、この距離の大きさをどう捉えたらいいのだろうかということ、私自身、ちょっと悩みながらお話を伺っていました。

それで、この合同会議がどういう役割を果たしているのかということについても、整理をしなければいけないなど思っておるのですけれども、この地方分権改革有識者会議、34回、回を重ねてきて、それとは別に提案募集検討部会が非常に精緻な作業を79回重ねてこられて、その合同会議には、それぞれの情報交換のようなことも当然求められているのだろうとは思いますが、ここのところは専門部会の議論の検討の経過を御紹介いただくようなことに留まっているように思います。

この専門部会が立ち上がる前の地方分権改革有識者会議では、提案募集方式とか、手挙げ方式とかというような仕組みをつくる議論とか、また、幾つかの個別テーマを取り上げて独自調査のようなことも行って、先ほど話題に出ていました地方公共交通とか、農地の問題とか、テーマ別に議論して、専門家を呼んだり、そうしたことに詳しい現場の首長さんにお越しいただいて意見聴取をすることもやってまいりました。そうした意味で、先ほどの非常に大きな俯瞰的な見取り図を示していただいて、それをどう取り扱うということ、この有識者会議の中では余りにも大き過ぎる俯瞰図をいただいたわけですが、その中のどの辺りをこの有識者会議で今後取り扱っていくのか。あるいは、この辺りは別のところでの御議論に委ねていくのか。その整理をする必要があるなと思いました。

いずれにしろ、地方分権改革有識者会議の第1ステージ、第2ステージと進んできたもののさらにめざすべき第3ステージが見えてきたのかなという気もしまして、神野座長の差配で、今後、進めていくべき方向性あるいはそのパースペクティブを共有するような機会を持つ必要があるかと思いました。

以上、雑駁な感想でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

当面、提案募集方式の理念といたしましうか、新藤大臣のときにまとめた総括と展望の中で大きな方向性は示しているかなと思っています。今、私たちがやっている問題解決的な対応というのは、常にビジョンといたしますか、方向性と照らし合わせながら、つまり、それは別個にあるのではなく、常に方向性と照らし合わせながら問題解決的な対応をする。つまり、ビジョン的な改革と問題解決型の改革というのは、それぞれが相補いながら決定していかないと、問題解決型でもその問題をどういう視点から対応するのかというのは出てこないはずですし、逆に、ビジョンを描くような、デザイン型の改

革というのでしょうかね、そういうものも、現実には起きている問題と無関係に生じても余り意味がないので、そこら辺は複眼的というか、両目で見えていくことが重要かと思えますので、もう一度、我々が手がかりにしているような総括と展望等々を含めて、いずれまた議論をさせていただくような機会を設けたいと思っております。

谷口議員、どうぞ。

(谷口議員) 今年もまたこの提案募集検討専門部会の先生方が詳細に検討してくださり、この第79回という回数多さがまた皆様の御尽力の大変さを物語っていると思えました。また、討議を御一緒された関係府省の皆様、そして、事務局の皆様方の大変な御尽力に、ただただ敬服するばかりです。

今年も重点項目が幅広く様々なトピックをカバーしていらっしゃるなど思いながら、資料2の説明を聞いて、いろいろな課題を勉強させていただいた次第です。この第1次回答の概要、また、専門部会からのそこを何とかという視点についても、拝読していると、それぞれごもっともなという、とても大切な理由または改善のポイントを御指摘されていると思ったので、納得ができるというか、なるほどこれは進むしこれは進まないなということは納得できる反面、例えば、国や関係府省が基準を考えられたりする際に、そこには国でなければいけないのだという、逆に積極的な理由が要すると思うのですね。

例えば、ハローワークのことを議論していたときに教えていただいたのは、ILOというか、国際的な協定の中で国がしっかりと労働政策に対して関与することが示唆されていて、そのことを考えると、なるほど国が全体的な労働政策のケアを常にやっていくことの必要性はそうだなと。あるいは、いろいろな自治体を広域的にまたぐような調整が必要なもの、全国的に一律に資格運用等をしなければならないようなものについて、国がそのルールや基準をつくることは首肯できる次第なのですが、例えば、問題に挙がっておりました放課後児童クラブのような場合は、住民の中でも、ある意味、異なった要望があると思うのですね。一方では、量を拡充してほしい。一方では、質を維持してほしい。安全性に配慮して基準を緩めないでほしいという御意見もあれば、そうではなくもっと時間とか場所とかを増やしてほしいという要望もあって、現場では大変その対応に苦慮されていると思うのですね。そのお子さんの安全性とか生活のクオリティを守るという目標は一致しているのですけれども、住民を傷つけない自治体はないわけですから、その安全性に関して、例えば、国がお示しになられる点を配慮していくのが当然のことだと思いますので、逆に言うと、自治体の責任において基準を考えていただいて、自治体の状況に応じた基準をつくったり、対応をされるということがあり得るのかなと思ったりしたものですから、今回の重点項目に関しても、これは国でなければ、国が決めなければならない基準だなというものもあれば、だからこそ自治体が決める内容としては首肯できるルールや方針だと思うのですけれども、積極的に国が決めなければならない理由というものもまたない限り、そこはお互い議論できる余地があるのかなと思ったりしました。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

一わたり御出席の議員及び構成員から御意見を頂戴して、最後、事務局のほうから何かありますか。

(山野次長) いろいろ貴重な御意見をいただきました。これから、高橋部会長のもと、事務局としても2次ヒアリングに向けて努力してまいりたいと思います。

(神野座長) 平井議員、どうぞ。

(平井議員) いろいろ私のほうで申し上げたことに対しても適宜リアクションをいただきまして、ありがとうございました。

各議員から、例えば、フォローアップ案件で、部会長を初め、勢一先生や皆さんで大分御苦労されているなということもありまして、本当にお世話になっていることを改めて確認させていただき、感謝を申し上げたいと思います。

このたび、西日本では大変な嵐が吹きすさびまして、関空がそうなのですけれども、私も今日は来られないかと思いましたが、台風というのはその経路によって被害があったりなかったりするようなものでありまして、本当に被災された方々にお見舞い申し上げたいと思いますし、お悔やみも申し上げたいと思いますし、日本全国でそうしたものをまたこれからも支えていかなければいけないかと思えます。

そういう中で、ふと今日の御議論を伺っていて感じたのですけれども、正岡子規にこんな句があるのですね。「初あらし障子の穴を見付たり」。これはなかなか難しい句だと思うのですけれども、ちょうど秋の話ですけれども、そのときに「障子の穴を見付たり」と、多分そこから風が吹き込んでくるのですね。それで、あんなところに穴がいているのだとか、そこを塞がなければいけないなということを感じたというもの、これを一つの風雅として彼は書き綴ったのだと思うのですけれども、今日もいろいろこうやって一つ一つ制度の穴が見えているのですね。それを塞ぐ努力を一つ我々もやっていたらなければいけないわけでありまして。

ただ、それと併せて、その向こうにとんでもない嵐が吹きすさんでいて、この嵐自体の対策を抜本的に考えなければいけない。例えば、堤防を高くしなければいけないとか、そうしたことなど大きな対策というののも同時に考えていかなければいけない面もあるかと思えます。

神野先生のほうで、先ほど、これからそうした総括的な展望というお話も含めて、一度議論を共有する場を設けてみようかということがございました。我々地方団体も、先生方のいろいろな御指導もあり、今回、御覧いただければおわかりいただけるように、市町村の提言が非常に増えました。

これはまさにこうした地方分権改革有識者会議がされていることの大切さというものが、今、浸透されてきて、市町村の意見が大分出てくるようになったことは非常にいいことだと思えますし、これで、先ほど神野先生がおっしゃったように、いわば問題解決

型で対処していくということが一つはあるだろうと思います。

片方で、我々知事会でも、よく私も議論の俎上に上げられてしまうところもあるわけですが、ただ、その一つ一つを改めるだけでも直らない、本当に大きな問題がある。それについて、是非有識者の先生方の大所高所の御意見をお聞きしたいし、それを世の中にも投げただけだと有難いということも言われるところでもあります。

特に税財政にとりましては、新年度は大きな節目の年でありまして、神野先生などが汗をかかれた中で、新しい税財源の仕組みが生まれ得る、財源が変わる年でありまして、そういうタイミングで、分権改革でも、分権的な視点での御意見なり御提言など、風を吹かせていただけると有難いなと思うところでありまして、先ほどのコメントもございましたが、是非さらなる御考慮をいただければ有難いと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

特に御発言がなければ、少し長期的な話は別途考えさせていただくこととさせていただいて、当面、今日、かなり具体的な問題から非常に大きな考え方に至るまで様々な御議論を頂戴いたしましたので、差し当たっては、今年度の提案募集方式を動かしていくために、これまでも御苦労いただいているのですが、さらに提案募集検討部会に、心苦しいのですが、総力を挙げて御努力いただきたいということをお願いするわけでございます。つまり、更なる調査や審議を部会のほうで進めていただければと思っております。もちろん事務局の方々にも御苦労をおかけしますが、よろしく願いいたしたいと思っております。また、政府におかれましても、地方からの提案につきまして、最大限の実現に向けて、各府省及び地方側と調整をお願いできればと思っております。

特に御発言がなければ、この辺で締めさせてさせていただいて、少し私どものほうでもこれからのビジョン等々を考えながら、本年度の手法、つまり、提案募集方式を転がしていければと思います。

なければ、最後に、中村内閣府審議官からお言葉を頂戴できればと思います。よろしく願います。

(中村内閣府審議官) 御紹介いただきました、内閣府審議官の中村でございます。この夏から就任をいたしております。どうかよろしく願いいたします。

本日は、各府省からの第1次回答の状況も踏まえまして、非常に活発な御審議をいただきました。特に、各論の問題のみならず、その背後にある非常に大きな進め方、問題等につきましても、非常に深い御議論をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

本日の御議論も踏まえまして、関係府省への再検討の要請を行い、また、部会での御審議もいただきながら、地方からの提案の最大限の実現に向けまして、調整を加速化、スピードアップをしていきたいと思っております。

どうぞ、各議員、構成員におかれましても、引き続き地方分権改革の推進に向けまし

て、一層の御支援、御尽力を賜りますよう、お願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の合同部会を終了させていただきたいと思います。

最後まで御熱心に御議論を頂戴したこと、深く感謝を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

(以上)